

秘

第二回公式会議（二月十六日の予定）議題

昭ニヤニ一三

アゼンダの各項目につき並行的に審議を行うこととし、何れか一方からでも提案があれば直に審議を開始することとを提案する。

六 日本側提案

- (一) 友好条約案及び漁業協定案を上程し、説明を加える。
- (二) 右友好条約案及次漁業協定案を夫々の分科委員会に附託することを提案する。

七 韓国側提案

- もしあれば提案を求め、適宜分科委員会に附託することとする。

八 分科委員会の設置

(一) 種類の決定

基本問題委員会、国籍問題委員会、財産請求権問題委

員会、漁業問題委員会、船舶問題委員会の五とする。

(1) 委員メンバーの選定

当方委員はあらかじめ決定した通りとする。をか代表及び技術専門家（Technical Adviser）は隨時参加し得ること。

(2) 各会議場の割当

（現在使用可能のものは四一九号室、四一一号室及び大同室の三であり、もし五委員会が同時に開催されるとすれば桜田会館等に部屋を予約することとする）

(3) 各委員会と代表会議の関係

代表会議を最高決定機関とし、各分科委員会において了解の成立したものは共同報告書を代表会議に提出し、その決定を求める。見解が対立し妥協に至らぬものについても同様とする。協定案が成立した場合には代表会議において最終的に検討し、協定の調印は両国首席代表において行われるもの

とする。

此次回代表会議、各分科委員會の開催についての打合せ
（あるべく同一日程からて三委員会を超えることが事務局
として望ました。）

六本日代表会議についての發表振りの打合せ。